

会津坂下町訓令第 2 号

会津坂下町電子契約実施規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 2 日

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町電子契約実施規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会津坂下町が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（電子署名に係る電子契約サービスを提供する事業者をいう。）が町及び契約相手方の指示を受けて、サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子署名サービスをいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (7) 担当者 町職員のうち、契約相手方に電子契約書等を送信する際、電子契約サービスを利用した契約手続の事務を主に行う者をいう。

(電子契約の対象)

第 3 条 電子契約サービスは、町が締結する電子契約に利用するものとし、

電子契約の対象とする契約等は、次に掲げるものとする。ただし、第1号から第7号までに掲げる契約等について、電子契約によることが適当でないとい裁権者が認めるときは、この限りでない。

- (1) 請負契約
- (2) 委託契約
- (3) 売買契約
- (4) 単価契約
- (5) 賃貸借契約
- (6) 請書その他これに準ずる書類
- (7) 各種協定書・覚書
- (8) その他電子契約によることが適当と認められる契約
(電子契約の対象としない契約)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、電子契約の対象としない。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約
- (2) 契約の期間が10年を超える契約
- (3) 契約の効力が10年を超える契約
- (4) 自動更新条項付契約
- (5) その他電子契約によることが適当でないとい認められる契約
(電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「管理者」という。)を置き、契約事務を統括する主管課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正管理

- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項
(承認者の設置)

第6条 各所属に承認者を置き、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 町長の決裁を必要とする契約 所属長
(2) 前号に該当しない契約 会津坂下町財務規則（昭和57年会津坂下町規則第6号）第3条の2第1項に規定する契約締結事務の決裁責任者の職にある者

2 前項の「承認者」とは、契約相手方及び職員が承認した契約書が、決裁を得たものと相違ないことを確認する者をいう。

(アカウント等の取扱い)

第7条 アカウントは、管理者が設定し、各所属に付与する。

- 2 アカウントの変更は、管理者が行う。
3 アカウントの取扱いは、各所属が適正に行う。
4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、各所属が行う。
5 各所属は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理する。

(事故報告)

第8条 パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(電子契約によることの意味確認)

第9条 担当者は、契約相手方に電子契約を行う意思の確認を行わなければならない。

- 2 契約相手方は、電子契約を行う意思がある場合、次の各号に掲げるいずれかの様式により、電子契約の申請を行う。
(1) 単独事業者である場合 電子契約利用同意書兼メールアドレス確認書（第1号様式）
(2) 2者以上による共同企業体である場合 電子契約利用同意書兼メー

ルアドレス確認書（共同企業体用）（第2号様式）

（契約内容の修正）

第10条 担当者は、締結した電子契約書に軽微な修正（誤字又は語句の修正等）の必要が生じた場合は、契約相手方の了承の下、新たな契約書一式を電子契約サービスに登録し、電子契約の手続を行うこととする。ただし、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

（変更契約）

第11条 担当者は、締結した電子契約書に変更の必要が生じた場合は、変更契約書について電子契約手続を行うものとする。この場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

（電子契約書の保存）

第12条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

会津坂下町長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

※受任者を置く場合、受任者についてご記入ください。

（ 担当者氏名

電話番号

電子契約利用同意書兼メールアドレス確認書

会津坂下町と電子契約サービスを利用して契約締結することに同意します。

なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、次のとおりです。

記

1 電子契約案件名

案件番号	
案件名	

2 利用するメールアドレス

【確認者1】 契約締結 権限者	役職名		氏名	
	メールアドレス			
【確認者2】 担当者	役職名		氏名	
	メールアドレス			

3 留意事項

- (1) 本書は、押印不要です。
- (2) 本書は、電子メール又は文書により提出してください。
- (3) 町担当者→【確認者2】→【確認者1】→町承認者の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
- (4) 指定したメールアドレスが変更となる場合には、速やかに変更後のメールアドレスを同様式により報告してください。
- (5) 建設工事請負契約は、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については、書面を交付することとします。

ア 電磁的措置の書類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

イ 電磁的措置の内容及びファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール及びサーバー上からダウンロード等により記録する方法等

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

会津坂下町長

代表構成員 所在地又は住所
商号又は名称
代表者役職・氏名
※受任者を置く場合、受任者についてご記入ください。
〔 担当者氏名
電話番号 〕

構成員1 所在地又は住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

構成員2 所在地又は住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

電子契約利用同意書兼メールアドレス確認書
(共同企業体用)

会津坂下町と電子契約サービスを利用して契約締結することに同意します。
なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、
次のとおりです。

記

1 電子契約案件名

案件番号	
案件名	

2 利用するメールアドレス

代表構成員

【確認者 1】 契約締結 権限者	役職名		氏名	
	メールアドレス			
【確認者 2】 担当者	役職名		氏名	
	メールアドレス			

構成員 1

【確認者 3】 契約締結 権限者	役職名		氏名	
	メールアドレス			
【確認者 4】 担当者	役職名		氏名	
	メールアドレス			

構成員 2

【確認者 5】 契約締結 権限者	役職名		氏名	
	メールアドレス			
【確認者 6】 担当者	役職名		氏名	
	メールアドレス			

3 留意事項

- (1) 本書は、押印不要です。
- (2) 本書は、電子メール又は文書により提出してください。
- (3) 町担当者→【確認者 6】→【確認者 5】→【確認者 4】→【確認者 3】
→【確認者 2】→【確認者 1】→町承認者の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
- (4) 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

- (5) 指定したメールアドレスが変更となる場合には、速やかに変更後のメールアドレスを同様式により報告してください。
- (6) 建設工事請負契約は、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については、書面を交付することとします。

ア 電磁的措置の書類

 コンピュータ・ネットワーク利用の措置

イ 電磁的措置の内容及びファイルへの記録の方式

 電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール及びサーバー上からダウンロード等により記録する方法等